

1 チラシ

〔H12.10.8 配布〕

至急お知らせ

平成12年10月8日

市民各位

米子市長 森田隆朝

鳥取県西部地震に伴う不燃ごみ収集について

平成12年10月6日発生しました鳥取県西部地震では、被害を受けられました市民の皆様方に対してお見舞い申し上げます。

さて、このたびの地震で、各家庭においてさまざまな不燃性のごみが発生し、処分にお困りのことと存じます。

つきましては、米子市災害対策本部の特別措置として、下記のとおり不燃ごみの収集を実施いたしますので、ご連絡いたします。

なお、可燃ごみ収集については、通常のとおり行います。

記

1. 収集対象不燃ごみ 食器、トタン、ガラス、花瓶、瓦、ブロック など
2. 収集日及び持ち出し日

収集日	収集地区	持ち出し日及び時間
12日(木)	就將、彦名、春日、県、車尾	10日(火)から 12日(木) 午前8時30分まで
13日(金)	明道、巖、大高、啓成	11日(水)から 13日(金) 午前8時30分まで
14日(土)	成実、尚徳、水江、五千石、福生東、福生西、福米東、福米西	12日(木)から 14日(土) 午前8時30分まで
15日(日)	義方、住吉、大津津、和田、加茂、崎津、河崎、富益、夜見	13日(金)から 15日(日) 午前8時30分まで

3. 各地区の持ち出し場所 不燃ごみ置き場
4. 自己搬入を希望される方は、下記の置き場(安倍1002番地)に搬入してください。
搬入期日 10月9日(月)～15日(日)
搬入時間 午前9時～午後4時

問い合わせ先
 清掃課 23-5300
 環境課 23-5255



〔H12.10.9 配布〕

平成12年10月9日

緊急情報提供

市 民 各 位

米子市長 森田 隆朝

家屋の修繕・ビニールシートの販売などに関する悪質商法について

市では鳥取県西部地震の復興対策をおこなっておりますが、これを口実とした不当な内容・価格での、家屋の修繕やビニールシートなどの販売を目的とした悪質商法が発生していると、米子警察署から通報がありました。

市や県などの役所が、物品の販売や家具の修繕を業者にあっせんすることはありませんので、「市から頼まれています。」「市のほうから来ました。」というような役所を名のる電話勧誘や訪問勧誘による契約には十分ご注意ください。

契約してしまった場合やこれから契約しようと思われる場合でも、不審に思われることがあったら、すぐに相談して下さい。

なお、今後、電気や水道の点検、家屋の点検など「点検商法」の横行が予想されます。ご不審なときにはすぐに相談して下さい。

相談窓口

米子市消費生活相談室 電話 23-5379、35-6566

鳥取県立消費生活センター 電話 34-2648

平成12年10月9日

市 民 各 位

米子市長 森田 隆朝

災害救助法による住宅の応急修理等について

平成12年鳥取県西部地震により発生した被害に関し、米子市に災害救助法が適用されることに伴い、下記のとおり公費による住宅の応急修理等を行いますので、対象となる方は、下記の要領で申し出てください。

記

1 措置の内容

- (1) 住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対する当該住宅の応急修理（業者を派遣しての現物給付）
- (2) 住宅が障害物により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力ではその除去ができない方に対する当該障害物の除去

2 対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力ではその復旧ができない方

- (1) 平成12年市県民税所得割が非課税である世帯に属していること。
- (2) 病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。

3 申出期間・申出場所

平成12年10月10日（火）～10月13日（金） 午前9時～午後5時
米子市役所1階市民ホール 特設受付コーナー
（印章は不要です。代理人でも申出できます。）

4 注意事項

- (1) 措置の対象は、1・2の要件に該当するものに限られますので、明らかに該当しない方の申出は、ご遠慮ください。
- (2) 措置は、あくまでも応急修理に限られ、完全な修理を行うものではありません。また、それぞれの措置で限度額もあります。

5 問い合わせ先

災害救助法関係特設受付コーナー（電話 23・3099、23・3082）

〔H12.10.13 配布〕

鳥取県西部地震で 被災された方へのお知らせ

米子市・米子市教育委員会

この震災で、被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞申し上げます。
米子市では、皆様の生活が一日でも早く元どおりとなりますよう復旧対策に全力をあげて
います。

また、皆様の生活に密着したことには積極的な支援をまいりますので、お気軽にご相談ください。

1 住宅相談窓口の開設について

【設置場所】 建築指導室

【業務内容】 応急危険度判定士（ボランティア）により、赤紙（危険）及び黄色紙（要注意）の判定を受けた家屋についての相談、及び被災家屋の新築及び改修等の相談

【期 間】 平成12年11月10日まで

問い合わせ先 建築指導室 ☎23-5236・5235

2 福 祉

住宅の応急修理

地震により壊れた住宅（天井や壁の破損、雨漏りなど）の応急修理を行ないます。
次のいずれかに該当する方

- ①平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯に属していること。
- ②病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。

申し込み・問い合わせ先 長寿社会課 ☎23-5155

災害弔慰金等の支給

- 災害弔慰金 地震により亡くなられた方の遺族に災害弔慰金を支給します。
- 災害障害見舞金 地震により心身に重い障害が残った方に災害障害見舞金を支給します。
- 災害援護資金 地震により世帯主が負傷した場合や家財に損害を受けた場合に、生活立て直しのための資金を無利子で貸し付けます。

・対象者 所得の制限を満たし、次のいずれかに該当する世帯主

- ①世帯主が負傷し1か月以上の療養を要する場合
- ②住居又は家財の被害金額が3分の1以上の場合

申し込み・問い合わせ先 長寿社会課 ☎23-5155

生活福祉資金の災害援護資金

- (1) 対象者 低所得世帯で前記の「災害援護資金」の貸付対象とならない世帯
- (2) 内 容 破損した家財の購入や住宅の補修

申し込み・問い合わせ先 米子市社会福祉協議会 ☎23-5491

母子・寡婦福祉資金

- (1) 対象者 母子家庭、寡婦、母子福祉団体等
- (2) 内 容 住宅の改築、補修等

申し込み・問い合わせ先 児童家庭課 ☎23-5177

3 市税などの減免措置

鳥取県西部地震により被害を受けた方に対して一定の基準により市税などを減免する措置があります。また、納税が困難になった方については、納付等についてもご相談に応じております。くわしいことは下記にお問い合わせください。

- ★市民税・固定資産税……課税課 ☎23-5111
収税課 ☎23-5163
- ★国民健康保険料……保険課 ☎23-5121
- ★下水道使用料……下水道業務課 ☎34-1301
- ★水道料金……水道局 ☎32-6111



4 地震による子どもの「心の健康相談窓口」

鳥取県教育委員会が次の窓口を開設しております。(相談無料)

相談窓口	相談電話番号	相談担当者氏名・職名	
米子市東町138 井上クリニック	☎0859-32-5110	井上 寛	精神科医
米子市久米町284-2 永見医院	☎0859-32-3166	永見 実	精神科医
米子市上後藤3丁目5-1 広江病院	☎0859-29-5351	坂元 俊文	精神科医
米子市皆生新田1-8-1 山陰労災病院精神科	☎0859-33-8181	中村 宏子	臨床心理士
米子市西町86 鳥取大学医学部精神神経科	☎0859-34-8107	三輪美和子	臨床心理士

【相談対象】

- ・災害に起因すると考えられる心身の変調（イライラしやすくなった、睡眠障害、消化器系障害など）がある子どもの保護者。

【相談方法】

- ・原則として、電話または訪問により相談し、アドバイスを受ける。
- ・訪問によりアドバイスを受けようとするときは、あらかじめ電話で連絡をとっておくこと。

【相談時間】

- ・月曜日～金曜日の9：00～17：00とする。

問い合わせ先 学校教育課 ☎23-5432



〔H12.10.25 配布〕

被災された方へ米子市からのお知らせ (各種支援制度について)

このたびの鳥取県西部地震で、被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

米子市では、皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますよう復旧対策に全力をあげているところですが、その支援策として、次のとおりの事業を行い、また計画しているところです。

これら災害復旧の支援制度等に関しましての様々なご相談を受ける「米子市災害復旧相談室」を、米子市役所4階に開設していますので、いろいろとご相談ください。(当分の間、土・日・祝日も受け付けます。)

(問い合わせ先)「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階 午前8時30分～午後5時

(総合窓口) ☎23-5530～5535

(カ) ☎23-3082・23-3099

(家屋解体撤去) ☎22-5182・22-5183

①現在実施している制度、事業

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
災害の事実の証明	り災証明	建物が損壊したことについて、市が調査のうえ証明する。 (全壊・半壊…調査、一部損壊…聞き取りのうえ即時交付) ※「融資申込」、「住宅入居申込」、「保険金受取り」等に必要	り災証明窓口 (市役所1階) 23-5105
	り災届出証明	動産(家財や商品等)が損壊したことについて、市に届け出たことを証明する。	災害復旧相談室
住宅の修理	災害救助法による応急修理等	天井や壁の破損、雨漏りなどの業者を派遣して応急修理をする。 -平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯 -今後収入が見込めない世帯	災害復旧相談室
住宅の清掃・修繕	被災地高齢者等の生活支援事業	自宅の清掃、小修繕(1世帯10万円、特別な場合20万円) -独居老人・障害者・母子家庭の母・寡婦等対象範囲を検討中	災害復旧相談室
生活必需品の購入等	被災者生活再建支援制度	生活必需品の購入費、住居の移転費の経費を支給する。 (収入500万円以下の世帯に100万円を限度に支給等) -住宅が全壊した世帯、住宅を解体か解体するに至った世帯	災害復旧相談室
貸付金 (一般向け)	災害援護資金	住宅が全半壊か家財の被害金額が3分の1以上の場合に、住宅の改革・補修の費用を貸付 -所得制限 単身220万円未満、2人430万円未満 等 -貸付限度額 全壊350万円、半壊250万円 等 -無利息、10年償還(内3年間償還猶予)	災害復旧相談室
	生活福祉資金	生活資金・住宅資金・福祉資金の貸付 ※災害援護資金の貸付対象世帯を除く。 -低所得者世帯(所得制限あり)・障害者世帯・高齢者世帯	市社会福祉協議会 (ふれあいの里) 23-5491
	生活福祉資金 特別貸付	地震で被災し、避難しているまたは避難していた世帯で当面の生活費を必要とする世帯(所得制限なし) 貸付限度額10万円	
	母子・寡婦福祉 資金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 -母子家庭・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子	災害復旧相談室
貸付金 商工業 サービス 農林水産業	地震対策特別資金 その他各種貸付	米子市に事業所のある企業の被害の復旧に要する経費及び当面必要となる運転資金の貸付 -被害の復旧に要する資金 5,000万円以内 -運転資金 2,000万円以内 -貸付利率 保証なし0.64%、保証あり0.54% -貸付期間 10年以内(据置2年以内)	災害復旧相談室
住宅貸付	住宅金融公庫ほか	災害復興住宅融資 *詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。	各取扱金融機関
義援金	義援金受取り	義援金の受取り	災害復旧相談室
見舞金	見舞金支給	住宅が半壊以上の世帯へ支給 -全壊…2万円・半壊…1万円(県:全半壊…2万円)	災害復旧相談室

区 分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
住宅の提供	市営住宅等への受入れ	被災世帯の市営住宅等への受入れ相談	災害復旧相談室
住宅の修繕・見直し	住宅修繕見積相談	家屋修繕の紹介・見積り等の相談	災害復旧相談室 市建設業協議会
消費生活に関する困りごと	消費生活相談	消費生活に関する契約上のトラブルなどの相談を受ける。	消費生活相談室 23-5379, 35-6566

②現在実施を検討中の制度、事業（制度実施が決定すれば早急にお知らせします。）

区 分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
住宅の建替・修繕	住宅復興補助金	自分の居住用建物の建設（米子市内）又は修繕について補助金を交付する。 ・建設…補助対象限度額 300万円 ・修繕…補助対象限度額 150万円 本人負担1/3	災害復旧相談室
石垣等の修繕		崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼす恐れのある壊壊した石垣や擁壁等の修繕について補助金を交付する。 ・補助対象限度額 150万円 本人負担1/3	災害復旧相談室
家屋の解体・撤去	災害廃棄物処理事業	居住困難・修理不能の家屋で所有者が解体撤去を希望し、市が認める場合に、市が解体撤去をする。	災害復旧相談室
借還猶予（企業向け）	制度融資の借還猶予	被災により事業活動に支障が生じ、商工団体の認定を受けた中小企業に対し、制度融資の既借入金の借還猶予措置を行う。	災害復旧相談室
市税等の減免		市税・国保料・使用料等の減免	災害復旧相談室

上記制度は、**10月20日現在**のもので、この他にも実施または検討されている制度もありますので、詳しくは、米子市災害復旧相談室へご相談ください。また、工事に入られる方は、被災状況の判る写真、工事見積書、領収書等を保管しておいていただきますようお願いいたします。

お知らせ

～「り災証明」の申請はお早めに～

被災の程度により、家屋について全壊・半壊・一部損壊の証明をします。
全壊・半壊については、調査のうえ後日交付します。また、一部損壊は、聞き取りのうえ即時交付します。
り災証明は、次のような場合に必要な場合があります。

- ◎融資等を受ける場合
- ◎各種の減免を受ける場合
- ◎見舞金等の支給を受ける場合 など

「り災証明」の申請受付

◎場 所 市役所1階ロビー 受付窓口

◎時 間 午前8時30分～午後5時

代理の方でも申請できますが、被災者本人の印章が必要になります。
申請に際し、損壊の状況を記入していただきます。

また、今回の地震被害における融資申込、住宅入居申込、保険金給付請求等のために「り災証明書」を提出される際に、所得証明書、資産証明書、住民票の写し等の各種証明書の添付が必要な場合、各担当課窓口で「り災証明書」（又は受付済証）を提示されますと交付手数料が減免されます。

問い合わせ先 り災証明受付窓口 ☎23-5105

または 総務課 ☎23-5331

発行 米子市災害対策本部（総務課） ☎23-5331

〔H12.11.16 配布〕

被災された方へ米子市からのお知らせ (各種支援制度について) —その2—

鳥取県西部地震から一か月が経ちましたが、いまだに余震はおさまらず、不安な日々が続いています。被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますようお祈り申し上げます。
米子市では、復旧対策に全力をあげているところですが、皆様への支援策として、次の制度を実施しますのでお知らせします。

1 新たに実施する制度・事業

●住宅復興補助制度

- 鳥取県西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。
 - ・白らお住まいの住宅等の新築、建替え、補修、液状化現象等による敷地の整地等を行う方
 - ・危険な石垣、擁壁の補修を行う方

【制度の内容】

区分	住宅建設	住宅補修	石垣、擁壁補修												
補助交付の条件	全壊又は半壊した住宅にお住まいの方で、住宅の新築（米子市内の新築に限ります）を行う方又は住宅の床面積の50%以上の建替えを行う方	倒壊した住宅にお住まいの方で、住宅の床面積の50%未満の建替えを行う方又は住宅の補修を行う方	倒壊すると住宅に被害が及んだり、地域の方の生活に支障をきたす危険な石垣、擁壁（お住まいの住宅と一体をなすものに限り）の補修をする方												
補助対象の工事	新築工事又は建替え工事	建替え工事又は補修工事（家屋としての耐用維持や、家屋の構造体の維持のために必要最低限の補修に限り） 【対象となるもの】 屋根、外壁、基礎、柱、梁、筋かい、土台、地中の給排水・電気・ガス工事、液状化による敷地の整地工事等 【対象とならないもの】 内装、天井、建具等	石垣、擁壁等の補修工事（高さ1m以上の補修に限ります） 【対象とならないもの】 道路や傾斜地との境界のブロック塀等の壁												
補助金の額	工事費全額（上限300万円）	市が定めた標準的な単価で積算した工事費の額（補助対象経費）により、以下の式で計算した額	工事費の3分の2（上限100万円）												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10万円</td> <td>補助金はありません</td> </tr> <tr> <td>10万円～50万円</td> <td>(補助対象経費 - 10万円) × 3/4</td> </tr> <tr> <td>50万円～60万円</td> <td>補助対象経費 - 20万円</td> </tr> <tr> <td>60万円～150万円</td> <td>補助対象経費 × 2/3</td> </tr> <tr> <td>150万円～</td> <td>一律100万円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金の額	～10万円	補助金はありません	10万円～50万円	(補助対象経費 - 10万円) × 3/4	50万円～60万円	補助対象経費 - 20万円	60万円～150万円	補助対象経費 × 2/3	150万円～	一律100万円	
補助対象経費	補助金の額														
～10万円	補助金はありません														
10万円～50万円	(補助対象経費 - 10万円) × 3/4														
50万円～60万円	補助対象経費 - 20万円														
60万円～150万円	補助対象経費 × 2/3														
150万円～	一律100万円														
申請の期限	平成14年10月5日	平成13年10月5日													

- ・申請方法 必要な書類は、「住宅復興窓口」に用意しております。まず住宅復興窓口にお越しください。
- ・受付・問い合わせ先 米子市住宅復興窓口（市役所1階市民ホール） ☎23-5536・23-5537

●倒壊家屋解体事業

- ・対象家屋 住宅（店舗併用住宅を含む）及び同一敷地内の付属建物
ただし、企業が設置する事業所、公共公益施設、門・塀は除きます。
- ・解体・撤去の基準 全壊・半壊の状態にあり、居住困難又は修理不能となった家屋で所有者が解体・撤去の申出をし、市が解体・撤去を認めたもの。
- ・解体・撤去の方法（いずれかの方法を家屋所有者を選んでいただきます）
(1) 家屋の所有者が業者を選定し、市・所有者・業者の三者契約を行う。
(2) 市が業者を選定し、市・業者の二者契約を行う。
- ・解体・撤去費用 市が業者に支払う金額は、市が定めた金額以内とします。
- ・倒壊家屋に関係権利等がある場合 所有者の責任において関係権利者（抵当権者等）の同意等が必要になります。
- ・申出の期限 平成12年12月25日まで
- ・受付・問い合わせ先 米子市災害復旧相談室（家屋解体撤去相談窓口） ☎22-5182・22-5183

◆「り災証明」を発行しています。

被災の程度により、家屋について全壊・半壊・一部損壊の証明をします。

- 「り災証明」は、次のような場合に必要となります。
 - ・融資等を受ける場合 - 各種の減免を受ける場合
 - ・見舞金、補助金等の支給を受ける場合 - 等

全壊・半壊については、調査判定のうえ、後日証明書を交付します。

一部損壊については、簡取りのうえ、即時交付します。なお、家屋の補修により判定が変更になる場合もありますので、該当すると思われる方は、再度ご相談ください。

- ・申請方法 代理の方でも申請できますが、被災者本人の印章が必要で、申請に際し、損壊の状況を申告記入していただきます。

一部損壊で既に証明を受けられた方が、全壊又は半壊に申請を変更される場合は、交付された証明書を持参のうえ、再度申請してください。

- ・受付・問い合わせ先 り災証明受付窓口（市役所4階 ☎23-5105）
☎1階市民ホールから場所を移しました。

◆「り災証明」の再審査請求

家屋調査により判定を受けた「り災の程度」に不備がある方は、再審査の請求をすることができます。り災証明書（原本）・印章をご用意のうえ、ご相談ください。再調査、修繕経費による再判定をおこないます。

- ・受付・問い合わせ先 米子市災害復旧相談室（り災証明再審査請求相談窓口） ☎23-5535・23-3082

2 すでに実施している制度・事業

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
災害の事実の証明	り災証明	建物が損壊したことについて、市が調査のうえ証明します。 (全壊・半壊…調査、一部損壊…聞き取りのうえ即時交付) ※「融資申込」「住宅入居申込」「保険金受取り」等が必要	り災証明窓口 (市役所4階) 23-5105
	り災届出証明	動産(家財や商品等)が損壊したことについて、市に届け出たことを証明します。	災害復旧相談室
住宅の修理	災害救助法による応急修理等	天井や壁の破損、雨漏りなどの応急修理 ・平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯 ・今後収入が見込めない世帯	災害復旧相談室 ※申込み期限 平成12年11月30日
住宅の清掃・修繕	被災高齢者等の生活支援事業	自宅の小修繕や清掃等の助成 (平成13年3月末までに修繕が終わるものに限ります) ・70才以上の高齢者・障害者・母子等の世帯 ・1世帯10万円、特別な場合20万円	災害復旧相談室 ※申込み期限 平成13年1月10日
生活必需品の購入等	被災者生活再建支援制度	生活必需品の購入費・住居の移転費の経費を支給します。 (収入500万円以下の世帯に100万円を限度に支給。等) ・住宅が全壊した世帯又は半壊で住宅を解体した世帯	災害復旧相談室
見舞金	見舞金支給	住宅が半壊以上の世帯へ支給 ・全壊…2万円 ・半壊…1万円 (県:全半壊…2万円)	申込みは ありません
貸付金 (一般向け)	災害復旧資金	自宅が全半壊か、家財の被害が3分の1以上の場合に貸付け ・所得制限:単身220万円未満、2人430万円未満等 ・貸付限度額:全壊250万円、半壊170万円 等 ・無利子、10年償還(内3年間償還猶予)	災害復旧相談室 ※申込み期限 平成13年1月31日
	母子・寡婦福祉資金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 ・母子家庭・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子	災害復旧相談室
貸付金 (企業向け)	地震対策特別資金	米子市の企業の被害の復旧に要する経費及び当園必要となる運転資金の貸付 ※利息は、当初5年間については県と市が負担し無利息とします。 保証料についても、当初5年間については県が負担します。	災害復旧相談室
住宅貸付	住宅金融公庫ほか	災害復興住宅融資 ※詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。	各取扱金融機関
貸付償還延長措置 (企業向け)	市制度融資償還延長・救済	被災により事業活動に支障が生じ、商工団体の認定を受けた中小企業に対し、市制度融資既借入金の1年以内の償還延長と併せて1年以内の据置措置を行います。	災害復旧相談室
償還条件緩和 (農業者向け)	制度資金の償還条件緩和	災害により制度資金の返済が困難となっている被害農業者に対し償還猶予等の措置を行います。	貸付借入金の 融資機関
住宅の提供	市営住宅等への受入れ	被災世帯の市営住宅等への受入れ相談	建築課 23-5263
住宅の修繕・見回り	住宅修繕見回り相談	家屋修繕の紹介・見回り等の相談	災害復旧相談室 市建設業協議会
消費生活に関する困りごと	消費生活相談	消費生活に関する契約上のトラブルなどの相談を受けます。	消費生活相談室 23-5379 35-6566
市税等の減免		市税・国保料・使用料(水道・下水道・農業集落排水等)等の減免 ※国民年金のご相談は、年金係まで(☎23-5142 土・日曜、祝日除く)	災害復旧相談室

3 その他

● 家屋修繕に伴う互疎類の処分について

被災された家屋の修繕に伴う互疎類(瓦、ブロック等)の処分についてお困りの方は、下記までご相談ください。
▶環境課 ☎23-5257・清掃課 ☎22-5325

● 住宅金融公庫等の災害復興のための住宅貸付を受けられた方に対して、県と市からの利子補給制度が決まりました。

手続き方法等の詳細が決まりましたお知らせします。

お問い合わせ、ご相談は下記まで

● 「米子市災害復旧相談室」 米子市役所4階

(総合窓口) ☎23-5530~5534
() ☎23-3099
(家屋解体撤去) ☎22-5182・22-5183
(り災証明) ☎23-5105
(り災証明再審査請求) ☎23-5535・23-3082

● 「住宅復興窓口」 米子市役所1階市民コーナー

☎23-5536・23-5537

※各窓口の受付時間：午前8時30分～午後5時(11月末までは、土・日・祝日も受付けます。)

発行 米子市災害復興本部事務局(総務課) ☎23-5331

2 ホームページによる広報

預金、貯金の払い出しについて（お知らせ）

平成12年10月10日

被災された皆さまへ

米子市長 森田 隆朝

このたびの地震により被災された皆様方へ心からお見舞い申し上げます。
さて、金融機関等では、このたびの地震により、預金や貯金の通帳、証書、印章などを紛失されるなどして手元になくても、本人であることの確認ができれば、預金や貯金の引き出しのできる取扱を行うとのことですので、ご連絡します。

記**1 取扱期間**

平成12年10月10日（火）から

平成12年11月10日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日を除く

2 本人の確認方法

本人が確認できる免許証、身分証明書、健康保険証、パスポートなどをお持ちください。

なお、これらのものをお持ちでない方は、金融機関等の窓口でご相談ください。

3 取扱金融機関等

銀行、信用金庫、農協、郵便局

3 広報よなご

〔H12.11月号〕

広報 よなご

平成12年
(2000) 11 842号

おもな内容

- ◆鳥取県西部地震による被害を受けられた市民の皆様へ……………2～3
- ◆第7次米子市総合計画策定に向けて…4
- ◆ふれあい説明会……………5
- ◆青少年・成人式特集……………6
- ◆地区からのたより……………7
- ◆みんなで幸せな社会づくり……………8
- ◆9月定例市議会……………12
- ◆健康掲示板……………14～15

市民の皆さまへ

さる10月6日に発生いたしました「鳥取県西部地震」は、あまりにも突然のこと
で、市民の皆さんも大変驚かれたことと思います。被害を受けられた方には、心か
らお見舞い申し上げます。

また、その後、引き続き起こっております余震について、不安な気持ちで毎日、
特に夜間をお過ごしのことと察しているところで、

本市といたしましては、いち早く対策本部を設置し、被害に遭われた方の相談窓
口を設け、住宅等の困りごとや災害現場の処置につきましては、できるだけ迅速、
的確に対応してまいったところでございます。

しかしながら、被災の範囲が広範にわたるため、現時点で不十分な対応もあるか
と思っておりますが、職員一同精一杯の努力をしておりますので、ご理解いただきたい
と思っております。

今後は、この教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりの実現のため全力で取
り組んでまいる覚悟でございますので、皆さんも今しばらくの間現在の困難に耐え、
頑張ってくださいますようお願い申し上げます。

米子市長 森田隆朝

鳥取県西部地震による被害を受けられた

米子市では、地震により被害を受けられた皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますよう復旧対策に全力をあげています。

この度の地震の被害に伴い、皆様にお知らせしたりお願いしたりする必要のある事項で、特に生活に密着したものを、次のとおり取りまとめました。今後も必要に応じてお知らせすることにしてありますが、疑問な点などございましたら、お気軽に担当課または災害復旧相談室（☎23-5530）までお問い合わせください。

道路の通行にご注意ください！

鳥取県西部地震により、公共施設の破損等が随所に出ています。

特に、道路の陥没、亀裂が多く発生しており、又道路に隣接する民家の屋根瓦の落下、塀の崩壊等のある箇所もあり、必要に応じて、通行止め等の措置をとっております。

しかし、余震が続いているため、今後も危険箇所が発生する可能性がありますので、歩行者の通行、車両の運行には十分注意して下さい。

また、道路等公共施設の復旧には、全力をあげて取り組んでおりますので、危険防止のための交通規制へのご協力をお願いします。

■問い合わせ先 土木課（☎23-5283）

住家の被害に見舞金を支給

この度の鳥取県西部地震によって住家に半壊以上の被害を受けられた世帯に、米子市から見舞金を支給いたします。

被害の程度	見舞金額
住家が全壊した世帯	2万円
住家が半壊した世帯	1万円

総務課が発行する災証明書によって半壊以上と認定された世帯に後日お届けします。

■申込み・問い合わせ先

災害復旧相談室（☎23-5530）

浄化槽の点検について

～お願い～

浄化槽は、生活環境の保全、公共用水域の水質保全の観点から、浄化槽の設置者に適切な維持管理が義務付けられています。

1 地震による異常の有無の点検を実施しましょう。

- (1) 汚水すす、流入管などのパイプの破損の有無
- (2) 浄化槽本体の浮上、傾斜、破損等の有無
- (3) 放流水の異常の有無

2 異常の認められる場合又は設置者で判断できない場合は、工事業者や保守点検業者に連絡し、点検を依頼しましょう。

■代表連絡先：鳥取県浄化槽協会西部支部

☎32-7570

西部地震対策特別金融資金をお貸しします

地震により被害を受けた企業の方に災害復旧資金を融資します。

▶融資対象

・平成12年鳥取県西部地震により被災したことについて商工団体の認定を受けた市内に事業所を有する企業

▶貸付限度額

・被害の復旧に要する経費 5,000万円以内
・運転資金2,000万円以内

▶貸付利率 年0.64%（保証付は0.54%）

▶信用保証料率 0.4%

▶貸付期間 10年以内（据置き2年以内）

▶申込期間・場所 平成12年10月12日（木）～平成13年3月30日（金） 申し込みは商工団体まで

■問い合わせ先 災害復旧相談室（☎23-5530）

被災者目当ての訪問販売にご注意

地震による被害修復のため瓦・外壁・幕・上下水道等の点検・修理関係の訪問販売が相次いでいます。震災で情報が混乱しているときは、人々の「不安」につけ込んだ悪質商法のトラブルが心配されます。

契約は慎重に判断しましょう。

契約時の注意事項

- ・簡単に印鑑を押さないこと。
- ・見積書をもらい金額を検討すること。
- ・納期、工事内容を確認すること。
- ・契約書を受け取ること。
- ・契約書にクーリング・オフの記載があるか確認すること。

こんな時にはクーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的なセールスは、消費者には熟慮する余裕がありません。そのため、一定の期間内であれば、消費者から一方的に申込の撤回や契約解除ができる制度（クーリング・オフ制度）があります。

すでに契約したけれど、思いのほか高額だった、必要でない修理を依頼してしまった、約束通りの工事をしてくれないなど、早まったなと思ったらなるべく早

悩む前にご相談ください

くクーリング・オフの手続きを取ることです。

書面を受け取った日を含めて8日以内に、契約を解除（申込を撤回）したい旨を書面（はがき）に書いて、裏表ともコピーをし、簡易書留の手続きをして販売会社に出します。はがきのコピーと簡易書留の受取証は、一揃に大切に保管してください。

借家の地震による被害

借家の修理は、基本的に家主が行わなければなりません。特約がある場合には、その特約に従いますが、修理が建物の躯体部分におよぶ場合や、借家人に著しく不利な特約は無効となります。

地震保険について

火災保険だけでは、地震等を原因とする損壊等の損害のみならず火災損害に対しても保険金は支払われません。したがって、地震に備えるならば、火災保険に地震保険をセットして契約する必要があります。地震保険単独での契約はできません。

■米子市消費生活相談室（市役所4階）

相談専用電話 ☎35-6566（くらしのダイヤル）

相談受付時間 午前8時30分～午後5時

第842号

2

市民の皆様へ～米子市からのお知らせとお願い～

- このお知らせに関するお問い合わせは、
災害復旧相談室(4階・401会議室)へ。
受付時間 午前8時30分～午後5時 電話23-5530～35

被災者支援について

【住宅の応急修理】

地震により壊れた住宅(天井や壁の破損、雨漏りなど)の応急修理を行います。

- ・対象者 次のいずれかに該当する方
 - ①平成十二年度市県民税所得割が非課税である世帯に属していること。
 - ②病気、けがなどにより、世帯において今後の収入が見込めないこと。

【災害弔慰金等の支給】

▶災害弔慰金

地震により亡くなられた方の遺族に災害弔慰金を支給します。

・弔慰金の額

- ①亡くなられた方が生計を維持していた場合
500万円
- ②その他の場合
250万円

▶災害障害見舞金

地震により心身に重い障害が残った方に災害障害見舞金を支給します。

・見舞金の額

- ①対象の方が主としてその世帯の生計を維持していた場合
250万円
- ②その他の場合
125万円

▶災害補償資金を貸付ます

地震により世帯主が負傷した場合や家財に損害を受けた場合に、生活立て直しのための資金を無利子で貸し付けます。

- ・対象者 所得の制限を満たし、次のいずれかに該当する世帯主

- ①世帯主が負傷し、一カ月以上の療養を要する場合
- ②住居又は家財の被害金額が3分の1以上の場合

・貸付限度額

被害の状況により最高350万円までの資金を貸し付けます。

【介護保険料の減免】

今回の鳥取県西部地震により、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた方は、介護保険料の減免の対象になる場合があります。

■申込み・問い合わせ先

災害復旧相談室(電話23-5530)

地震のため、水道管が漏水していませんか。

地震により、ご家庭の給水管が破損している恐れがあります。すべての蛇口を止めても、水道メーター表面の星印が回ってれば漏水が考えられますので、ご確認の上、異常がありましたら水道局給水維持課(電話32-6111)までご連絡ください。(水道料金お知らせ票の裏をご参照ください。)

り災証明書を発行します。

損害を受けた家屋について、全壊・半壊・一部損壊の3区分で証明書を発行します。
必要な方は申請してください。

- 全壊 損壊した延床面積70%以上又は主要構造部の被害が時価の50%以上
- 半壊 損壊した延床面積20%以上又は主要構造部の被害が時価の20%以上
- 一部損壊 全壊・半壊に至らない程度の損害

※全壊・半壊については現地調査をいたします。
既に修理又は撤去された場合は、写真、修繕契約書などの資料が必要となる場合があります。

■申請・問い合わせ先

市役所1階「り災証明」受付
電話23-5105
総務課 電話23-5331

市税の減免申請について

次の被害状況に該当するとき、一定の基準により市税が減免される場合がありますので、市役所課税課までご相談ください。

ただし、市税をすでに全額納付している場合は、減免の対象となりません。

1 固定資産税

【土地】

減免の対象となる場合

地盤崩壊や土砂流入などにより、従来の利用目的による利用ができなくなるような著しい被害を受けた面積が、当該土地の2割以上である場合

【家屋】

減免の対象となる場合

- ①建物が全・半壊したような場合
- ②建物の使用目的を著しく損なうような損傷を受けた場合等

ただし、瓦の破損や壁の亀裂等軽微な損傷については減免の対象になりません。なお申請された建物については現地調査を行います。

■問い合わせ先

- 土地について 土地係(電話23-5112)
- 家屋について 家屋課却資産係(電話23-5116)

2 市県民税

震災の被害により市県民税の納税が著しく困難になった方については、その実情に応じて減免される場合があります。また、所得税の確定申告や市県民税の申告の際、雑損控除(所得控除)が適用される場合がありますので、災害に関する支出があるときはその領収書等を保管しておいてください。

■問い合わせ先

市民税係(電話23-5114)

〔H12.12月号〕

3

第843号

●住宅復興補助制度について

鳥取県西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。

- 自らお住まいの住宅等の新築、建替え、補修、液状化現象等による敷地の整地等を行う方
- 危険な石垣、擁壁の補修を行う方

【制度の内容】

区分	住宅建設	住宅補修	石垣、擁壁補修												
交付対象者	全壊又は半壊した住宅にお住まいの方で、住宅の新築（米子市内の新築に限りません）を行う方又は住宅の床面積の50%以上の建替えを行う方	損壊した住宅にお住まいの方で、住宅の床面積の50%未満の建替えを行う方又は住宅の補修を行う方	倒壊すると住宅に被害が及んだり、避難の方の生活に支障をきたす危険な石垣、擁壁（お住まいの住宅と一体をなすものに限りません）の補修をする方												
補助対象の工事	新築工事又は建替え工事	建替え工事又は補修工事（家屋としての効用維持や、家屋の構造体の維持のために必要最低限の補修に限ります） 【対象となるもの】 屋根、外壁、基礎、柱、梁、筋かい、土台、地中の給排水・電気・ガス工事、液状化による敷地の整地工事等 【対象とならないもの】 内壁、天井、建具等	石垣、擁壁等の補修工事（高さ1m以上の補修に限ります） 【対象とならないもの】 道路や隣地との境界のブロック塀等の解類												
補助金の額	工事費全額（上限300万円）	市が定めた標準的な単価で積算した工事費の額（補助対象経費）により、以下の式で計算した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10万円</td> <td>補助金はありません</td> </tr> <tr> <td>10万円～50万円</td> <td>(補助対象経費-10万円)×1/4</td> </tr> <tr> <td>50万円～60万円</td> <td>補助対象経費-20万円</td> </tr> <tr> <td>60万円～150万円</td> <td>補助対象経費×2/3</td> </tr> <tr> <td>150万円～</td> <td>一律100万円</td> </tr> </tbody> </table> <small>※被災高齢者等の生活支援事業を受けられた方は、別計算です。</small>	補助対象経費	補助金の額	～10万円	補助金はありません	10万円～50万円	(補助対象経費-10万円)×1/4	50万円～60万円	補助対象経費-20万円	60万円～150万円	補助対象経費×2/3	150万円～	一律100万円	工事費の3分の2（上限100万円）
補助対象経費	補助金の額														
～10万円	補助金はありません														
10万円～50万円	(補助対象経費-10万円)×1/4														
50万円～60万円	補助対象経費-20万円														
60万円～150万円	補助対象経費×2/3														
150万円～	一律100万円														
申請の期限	平成14年10月5日	平成13年10月5日													

- 申請方法 必要な書類は、「住宅復興窓口」に用意しております。まず住宅復興窓口にお越しください。
- 受付・問い合わせ先 米子市災害復旧相談室（住宅復興窓口 ☎23-5536・23-5537）

●倒壊家屋解体事業について

- 対象家屋 住宅（店舗併用住宅を含む）及び同一敷地内の付属建物
ただし、企業が設置する事業所、公共公益的施設、門・塀は除きます。
- 解体・撤去の基準 全壊・半壊の状態にあり、居住困難又は修理不能となった家屋で所有者が解体・撤去の中出をし、市が解体・撤去を認めたもの。
- 解体・撤去の方法 次のいずれかの方法を家屋所有者に選んでいただき、解体・撤去を行います
①家屋の所有者が業者を選定し、市・所有者・業者の三者契約を行う。
②市が業者を選定し、市・業者の二者契約を行う。
- 解体・撤去費用 市が業者に支払う金額は、市が定めた金額以内とします。
- 倒壊家屋に関係権利等がある場合 所有者の責任において関係権利者（抵当権者等）の同意等が必要になります。
- 申出の期限 平成12年12月25日まで
- 受付・問い合わせ先 米子市災害復旧相談室（家屋解体撤去相談窓口 ☎22-5182・22-5183）

お問い合わせ、ご相談は下記まで

●「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階

（総合窓口）	☎23-5530・23-3099
（ ）	☎23-5532-5534
（家屋解体撤去）	☎22-5182・22-5183
（り災証明）	☎23-5105
（り災証明再審査請求）	☎23-5535・23-3082
（減免相談窓口）	☎23-5531
（住宅復興窓口）	☎23-5536・23-5537

※各窓口の受付時間：午前8時30分～午後5時

被災された方へ米子市からのお知らせ

●市税等の減免相談について

このたびの鳥取県西部地震で被災された方のために、市税等の減免相談窓口を災害復旧相談室の中に設けています。減免相談窓口では、「り災証明書」が「半壊以上」の方を対象に、次の市税・保険料・各種使用料等についての相談と申請を受付けています。

固定資産税・市県民税・国民健康保険料・介護保険料・保育料・水道料金
下水道使用料・汚水処理場使用料・農業集落排水施設使用料・し尿処理手数料

なお、し尿の処理手数料の減免については、くみ取り依頼をされる前にご相談ください。

申請の受付期限は、12月29日（金）ですので「り災証明書」をご持参のうえ、お早めにお出かけください。

〔減免の内容〕

項目	条件	減免の割合			減免の期間
		損害程度 (合算) 所得金額	半壊	全壊	
市県民税	自己が所有し、居住する住宅が半壊又は全壊し、かつ前年中の所得金額が1000万円以下である場合	500万円以下	2分の1	全部	10月末納期分以降の平成12年度分（すでに前納されたものについても対象になります）
国民健康保険料	本人（世帯員等）の所有し、居住する住宅が半壊又は全壊し、かつ前年中の世帯の合算所得金額が1000万円以下である場合	500万円超 750万円以下	4分の1	2分の1	
		750万円超 1000万円以下	8分の1	4分の1	
介護保険料	現に居住する住宅が半壊又は全壊し、かつ前年中の世帯の合算所得金額が1000万円以下である場合				
保育料					
固定資産税	土地	面積の2割以上の被害を受けた場合	被害割合 6割以上	減免の割合 全部	
	家屋	価格の2割以上の被害を受けた場合	4割以上 6割未満	10分の6	
	償却資産		2割以上 4割未満	10分の4	
使用料等	水道料金 下水道使用料 汚水処理場使用料 農業集落排水施設使用料	生活基盤の住宅が半壊又は全壊した場合	全部		10月分から住宅が復旧するまでの期間（最長1年間）

償却資産(固定資産税)の減免について

この度の地震により償却資産に被害を受け、廃棄または修繕費が取得価額の2割以上である場合は、減免の対象となる場合がありますので課税課までご相談ください。

ただし、修繕を要しない程度または外装の復旧・塗装等本来の使用目的に直接影響のない修繕は、減免の対象にはなりません。

なお、申請の際に修繕費用の領収書（写）または見積書（写）の添付が必要になります。

■問い合わせ先 課税課家屋償却資産係（☎23-5116）

水洗便所改造資金の融資をあっせんします

公共下水道・農業集落排水施設に未接続の方で、地震による被害を受けた方が、水洗便所に改造する場合、融資のあっせんをします。

▶融資対象 供用開始の日から2年以上経過した区域の建物

▶融資申込期間 平成13年10月6日まで

▶融資額・利率 改造工事1件につき80万円以内・無利率

▶貸付期間・返済方法 5年以内の月賦返済

▶申込先 米子市排水設備指定工事店

■問い合わせ先 ●(公共下水道)業務課☎34-1301

●(農業集落排水)耕地課☎23-5231

〔H13.1月号〕

9

第844号

被災された方へ米子市からのお知らせ

●米子市住宅復興補助金について

【お願い】

米子市住宅復興補助金の申請相談、申請書様式の配付を住宅復興窓口で行っていますが、補助金の申請については、次の点に注意してください。(制度については、12月号をご覧ください。)

▶補助金の申請には、工事施工前の被害状況がわかる写真と家屋の全景写真を必ず添付してください。

被害状況のはっきりしないものの工事については、補助金が交付されない場合があります。

▶補助金の申請は、工事施工前に行ってください。

被害状況の確認が必要ですので、原則として、工事施工前に申請してください。

▶工事完了後に、施工業者へ支払いした領収書の写しを必ず提出してください。

補助金の額は、施工業者への支払い額によって最終的に確定しますので必ず領収書を提出してください。

【お知らせ】

▶住宅購入が補助の対象となりました。

被災住宅が全壊、半壊の場合の住宅の建替に加えて、建売住宅、中古住宅、マンション等の購入が補助対象に追加されました。補助金額は300万円が限度です。

▶液状化現象等に係る住宅の復旧について補助対象の項目が追加されます。

予定されている追加項目は、

・り災住宅のうち原因が液状化によるもの及び公設による地下埋設物の影響によるものの基礎の復旧(地盤補強等も含む)です。補助対象限度額は150万円です。

なお、住宅復興補助事業のうち、住宅建設(補助対象限度額300万円)又は住宅補修(補助対象限度額150万円)と併せて活用することができます。

■問い合わせ先 管理課(☎23-5200)

住宅復興窓口(☎23-5536、5537)

●市税等の減免について

▶市税等の減免申請の受付期限を延長しました。

市税・保険料・各種使用料等の減免申請の受付期限を下記のとおり、1か月間延長することになりました。

申請期限：平成13年1月31日※

減免を受けるには、期限までに必ず申請を行っていただく必要がありますでお忘れのないようお願いします。

なお、減免受付の総合窓口は1月末まで、市役所4階の災害復旧相談室内に設けています。

■問い合わせ先 減免相談窓口(☎23-5531)

●「り災証明」の発行について

鳥取県西部地震による「り災証明」の発行につきまして、申請期限を下記のとおりとしますので、ご協力をお願いします。

申請期限：平成13年1月31日※

なお、期限を過ぎても特別な事情がある場合は、ご相談に応じますのでお問い合わせください。

■問い合わせ先 総務課(☎23-5331)

●地震により負傷された方へ

▶災害義援金(重傷者対象分)を支給します。

鳥取県西部地震により、1か月以上の治療を要する外傷を受けられた方は、義援金支給の対象となる場合があります。該当される方は、2月15日(※)までに市総務課までご連絡ください。

■連絡・問い合わせ先 総務課(☎23-5331)

●その他

▶民間賃貸住宅への家賃補助制度の導入について検討中です。

補助額：家賃の半分、最高3万円まで

添付書類：り災証明書・賃貸借契約書の写し・家賃の領収書等

※補助の対象となる条件、申請時期等詳細は2月号へ掲載する予定です。

■問い合わせ先 建築課(☎23-5263)

お問合わせ、ご相談は下記まで

「米子市災害復旧相談室」	米子市役所4階・各窓口の受付時間：午前8時30分～午後5時		
(総合窓口)	☎23-5530、23-3099	(り災証明)	☎23-5105
(+)	☎23-5532～5534	(り災証明再審査請求)	☎23-5535、23-3082
(家屋解体搬去)	☎22-5182、22-5183	(減免相談窓口)	☎23-5531
		(住宅復興窓口)	☎23-5536、23-5537

〔H13.2月号〕

被災された方へ米子市からのお知らせ

●住宅復興補助制度について

鳥取県西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。

- 自らお住まいの住宅の所有者等で、その住宅の新築、建替え、補修、敷地の整地、液状化現象又は公設埋設物の影響による基礎の復旧を行う方
- 危険な石垣、擁壁の補修を行う方

【制度の内容】

区分	住宅建設	住宅補修	液状化建物復旧	石垣、擁壁補修																			
補助金の対象者	全壊又は半壊した住宅にお住まいの方で、米子市内に住宅を新築、購入される方又は住宅の床面積の50%以上の建替えを行う方	損壊した住宅にお住まいの方で住宅の床面積の50%未満の建替えを行う方又は住宅の補修を行う方	液状化又は公設埋設物の影響によって被災した住宅の基礎の復旧を行う方(住宅建設、住宅補修と併わせて申請できます)	例壊すると住宅に被害が及んだり、地域の方の生活に支障をきたす危険な石垣、擁壁の補修、修復を行う方(お住まいの宅地と一体をなすものに限りません)																			
補助対象の工事	新築工事又は建替工事(市内のマンション、建売住宅等の購入費を含む)	建替え工事又は補修工事(家屋としての効用維持や家屋の構造体の維持のための必要最低限の補修に限りません) 【対象となるもの】 屋根、外壁、基礎、柱、梁、筋かい、土台、途中の給排水・電気ガス工事、敷地の整地工事等 【対象とならないもの】 内装、天井、建具等	基礎の復旧、地盤補強、宅地の整地等に係る経費	石垣、擁壁の補修・修復工事(高さ1m以上の石垣、擁壁に限りません) 【対象とならないもの】 道路や隣地との境界のブロック塀等																			
補助金の額	補助対象経費の全額(上限300万円)	市が定めた標準的な単価で積算した工事費の額(補助対象経費)により、以下の式で計算した額	補助対象経費の額により、以下の式で計算した額	補助対象経費の3分の2(上限100万円)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10万円</td> <td>補助金はありません</td> </tr> <tr> <td>10万円～50万円</td> <td>(補助対象経費-10万円) × 3/4</td> </tr> <tr> <td>50万円～60万円</td> <td>補助対象経費-20万円</td> </tr> <tr> <td>60万円～150万円</td> <td>補助対象経費 × 2/3</td> </tr> <tr> <td>150万円～</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者世帯等は別の計算になる場合があります</p>	補助対象経費	補助金の額	～10万円	補助金はありません	10万円～50万円	(補助対象経費-10万円) × 3/4	50万円～60万円	補助対象経費-20万円	60万円～150万円	補助対象経費 × 2/3	150万円～	100万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50万円</td> <td>補助対象経費の全額</td> </tr> <tr> <td>50万円～</td> <td>(補助対象経費-50万円)</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> <td>× 2/3 + 50万円</td> </tr> <tr> <td>150万円～</td> <td>116万6千円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金の額	～50万円	補助対象経費の全額	50万円～	(補助対象経費-50万円)	150万円	× 2/3 + 50万円	150万円～
補助対象経費	補助金の額																						
～10万円	補助金はありません																						
10万円～50万円	(補助対象経費-10万円) × 3/4																						
50万円～60万円	補助対象経費-20万円																						
60万円～150万円	補助対象経費 × 2/3																						
150万円～	100万円																						
補助対象経費	補助金の額																						
～50万円	補助対象経費の全額																						
50万円～	(補助対象経費-50万円)																						
150万円	× 2/3 + 50万円																						
150万円～	116万6千円																						
申請期限	平成14年10月5日	平成13年10月5日	併用する事業のそれぞれの期限	平成13年10月5日																			

●米子市家賃負担軽減補助金について

米子市では、2月1日より米子市家賃負担軽減補助金の申請を受け付けます。

■申請者の資格

鳥取県西部地震により自ら居住する住宅に被害を受けた方(米子市長の発行する災害証明書で半壊又は全壊と判定された家屋に居住している世帯の構成員に限る。)で、地震以降に米子市内の民間賃貸住宅を借り受けた方。

■補助金額

原則として家賃月額額の2分の1(最高3万円まで)を補助します。

■補助期間

平成12年10月6日から平成13年9月30日まで

■支払方法

原則として毎月領収書等をもってきてもらい、その後、口座振込。

■申し込みに必要な書類

り災証明書、建物賃貸借契約書、家賃領収書、印鑑等

■申込受付期間・場所

2月1日(木)～9月28日(金)

市役所4階 住宅復興相談窓口

★連絡先(住宅復興相談室 ☎23-5537)

..... お問い合わせ、ご相談は下記まで.....

「米子市災害復旧相談室」 米子市役所4階・各窓口の受付時間：午前8時30分～午後5時

(総合窓口) ☎23-5530、23-3099	(り災証明) ☎23-5105
() ☎23-5532～5534	(り災証明再審査請求) ☎23-5535、23-3082
(家屋解体撤去) ☎22-5182、22-5183	(減免相談窓口) ☎23-5531
	(住宅復興窓口) ☎23-5536、23-5537

米子震災フォーラムが開催されます。

鳥取県西部地震の教訓を活かそうと米子震災フォーラムが2日間にわたり開催されます。参加自由ですので、ご参加ください。

■日程

- 2月6日(火) 午後1時～全体会(行政における地震対策)
- 2月7日(水) 午前9時30分～

分科会(初動体制のあり方、被災者の生活支援ほか)

■場所

米子コンベンションセンター他

■問い合わせ先

米子震災フォーラム事務局(☎0857-26-7584)

〔H13.3月号〕

第845号

4

被災された方へ米子市からのお知らせ

●住宅金融公庫等の災害復興住宅融資を受けられた方への利子補給

住宅金融公庫等の災害復興住宅融資を受ける方に対し、当初6年間は県が、続く4年間は市が2.1%以内の利子補給を行います。

【融資限度額】 建設：2080万円（35年償還、含整地資金）
補修：970万円（20年償還）

【適用期間】 平成14年10月5日までに申込みされたもの
ただし、平成15年10月31日までに完成するもの

※補修には、石垣・擁壁等を含みます。

ただし、10万円以上住宅の補修を行った場合に限られます。

※住宅金融公庫以外に、政府系・消費者金融機関を除く金融機関も対象となります。

■詳しくは、金融機関または、県住宅課（☎0857-26-7399）までお問い合わせください。

●高齢者等生活支援事業

【対象経費及び助成金の額】

住宅の修理にかかった費用に対して、10万円を限度に支給します。ただし、平成13年3月31日までに支払われた修理費に限ります。

【対象者】

- ・70歳以上の高齢者等の世帯で市県民税が非課税の世帯
- ・身体障害者手帳1級、2級、及び3級で下肢、体幹もしくは脳原性運動機能障害の認定を受けた者
- ・療育手帳Aの所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者
- ・母子、父子、寡婦、または40歳以上の配偶者のいない女子
- ・被爆者手帳の所持者

【受付期間】 平成13年3月1日(木)から平成13年3月30日(金)まで

■受付・問い合わせ先 長寿社会課☎23-5155

●倒壊住宅解体支援事業

鳥取県西部地震の発生したときに住んでいた住宅に全・半壊被害を受けた方で、早期に解体を希望する方に対する住宅解体支援事業を特別に受け付けることになりました。

【対象家屋】 全壊または半壊の「り災証明」のある住宅で次の条件に該当するもの

（1）個人が所有しているもの

（2）鳥取県西部地震の日に、所有者または二親等内の親族が居住していたもの

※借家・空き屋・会社の寮等は対象になりません。

【受付期間】 平成13年3月1日(木)から3月30日(金)まで

※5月末までに解体が終わる見込みでなければ対象になりませんのでご注意ください。

■受付・問い合わせ先 倒壊住宅解体支援相談窓口☎22-5182・23-5534

●受付・相談窓口を変更しました

○受付・相談窓口を次のとおり変更しましたので、ご注意ください。

「米子市災害復旧相談室」 4階 401会議室

- ・住宅の建替、補修及び液状化関連 ☎23-5536・☎23-5532～5533
- ・倒壊住宅解体支援 ☎22-5182・☎23-5534
- ・家賃補助申請 ☎23-5537

○次の受付・相談窓口については各担当課へお問い合わせください。

- ・り災証明、り災証明再審査請求 3階 総務課 ☎23-5331
- ・減免申請（上付給、課税課、介護課、特別） 3階 総務課 ☎23-5331
- ・生活再建支援制度 3階 総務課 ☎23-5331
- ・石垣、擁壁の補修 2階 都市計画課 ☎23-5293
- ・被災高齢者等の生活支援 1階 長寿社会課 ☎23-5155

地震津波に関する防災行政無線放送についてのお知らせ

米子市では、次の場合、防災行政無線により、市民の皆様へ注意を呼びかける放送を行いますので、ご了承ください。

地震：鳥取県西部地区で震度5弱以上の地震が発生した時。

津波：鳥取県沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された時及び解除された時

これらは気象庁からの情報を受信し、自動的に放送するもので、避難を呼びかける場合もありますので、ご注意ください。

■問い合わせ先：総務課☎23-5331

〔H13.4月号〕

第547号

被災された方へ米子市からのお知らせ

●米子市家賃負担軽減補助金について

米子市では、米子市家賃負担軽減補助金の申請を受け付けています。

申請がまだの方はお早目に申請してください。

また、窓口が建築課に変わっていますのでご注意ください。

【申請者の資格】 鳥取県西部地震により自ら居住する住宅に被害を受けた方（米子市長の発行するり災証明書で半壊又は全壊と判定された家屋に居住している世帯の構成員に限る。）のうち、地震以降に米子市内の民間賃貸住宅を借り受けた方。

【補助金額】 本人の家賃支払額の2分の1（月額3万円まで）

【補助期間】 平成12年10月6日から平成13年9月30日まで

【支払方法】 原則として毎月支払います。

【申請に必要な書類】 り災証明書、建物賃貸借契約書、家賃領収書等

【申請受付期間・場所】 平成13年9月28日(金)まで・建築課（市役所2階）

■問い合わせ 建築課（☎23-5263）

●米子市住宅復興補助金について

鳥取県西部地震に係る住宅復興補助金の対象工事を、平成13年3月末までに実施された方で、補助金の申請がまだの方は、お早目に申請をお願いします。

なお、申請にあたっては見積書等の必要書類をご準備ください。

■詳しくは、住宅復興補助金窓口（☎23-5536）まで。 **－お問い合わせ・ご相談は下記まで－**

「米子市災害復旧相談室」 4階 401会議室

●住宅建替、補修 ☎23-5532-5533、☎23-5536

及び液状化関連

●倒壊住宅解体支援 ☎22-5182、☎23-5534

次の窓口については各担当課へ

●り災証明、り災証明再審査請求 総務課☎23-5331

●減免申請（上下水道、農業集落排水）

総務課☎23-5331

●生活再建支援制度 総務課☎23-5331

●石垣、擁壁の補修 都市計画課☎23-5293

●家賃補助申請 建築課☎23-5263

●被災高齢者等の生活支援 長寿社会課☎23-5155

〔H13.5月号〕

被災された方へ米子市からのお知らせ

住宅復興補助制度について

住宅復興補助制度の申請期限は以下のとおりです。なお、工事が完了しており申請がまだの方は、早急に申請手続きを行ってください。

住宅建設	住宅補修	液状化建物復旧	石垣・擁壁補修
平成14年10月5日	平成13年10月5日	①住宅建設と併用の場合 平成14年10月5日 ②住宅補修と併用の場合 平成13年10月5日	平成13年10月5日

〔H13.6月号〕

被災された方へ米子市からのお知らせ

米子市住宅復興補助金について

①住宅復興補助金受付窓口の場所を変更します。

7月2日(月)から受付窓口を市役所4階401会議室から市役所2階203会議室に変更しますのでご注意ください。

②完了届はお早目に！

住宅復興補助金の申請手続き済みで工事が完了している方は、早急に完了届を提出してください。

■問い合わせ 災害復興相談室☎23-5533・23-5536

〔H13.7月号〕

被災された方へ

米子市からのお知らせ

米子市住宅復興補助金受付窓口を市役所2階203会議室に変更しました。

■住宅復興窓口

☎23-5533、23-5536

●防災読本配布のお知らせ

昨年の鳥取県西部地震の様に災害はいつ起こるか分かりません。

日頃からの備えと心構えが必要です。災害に備えた「向こう三軒両隣読本」を自治会を通じてお配りしますので、参考にしてください。

■総務課☎23-5331

〔H13.8月号〕

●被災された方へ米子市からのお知らせ

住宅復興補助制度について

住宅復興補助制度の申請期限は以下のとおりです。

住宅建設	住宅補修	液状化建物復旧	石垣・擁壁補修
平成14年10月5日	平成13年10月5日	①住宅建設と併用の場合 平成14年10月5日 ②住宅補修と併用の場合 平成13年10月5日	平成13年10月5日

- ※1 住宅補修（液状化建物復旧との併用を含む。）及び石垣・擁壁の工事は、平成14年10月31日までとなります。
- ※2 住宅建設とは、り災の程度が全壊または半壊で、次の事業が対象になります。
- ①建物の延べ床面積の50%以上の解体を伴う建替
 - ②中古住宅等の購入
- 問い合わせ 住宅復興相談窓口（☎23-5530/23-5533/23-5536）

〔H13.9月号〕

被災された方へ 米子市からのお知らせ

●米子市家賃負担軽減補助金について

米子市では、平成13年9月28日まで米子市家賃負担軽減補助金の申請を受け付けています。

▼制度の対象者について

家賃負担軽減補助金とは、鳥取県西部地震により居住している住宅が米子市長の発行するり災証明書により全壊か半壊の判定を受けており、地震以降に民間賃貸住宅に入居された方を対象としています。

▼補助金の金額・期間について

補助金の金額は家賃の2分の1です（上限は3万円）。ただし、勤務先等から当該家賃について住居手当等の支給を受けている場合は、当該支給額を控除した額を補助対象とします。

また、補助期間は平成12年10月6日から平成13年9月30日までです。

▼申請の手続きについて

補助金の交付を受けたい方は、米子市家賃負担軽減補助金交付申請書と次の添付書類を提出してください。

- り災証明書の写し
- 建物賃貸借契約書の写し
- 住民票の謄本
- その他必要な書類

■問い合わせ 建築課（☎23-5263）

●住宅復興補助制度について

住宅復興補助制度の申請期限は次のとおりです。住宅補修、石垣・擁壁補修の補助金交付申請を予定されている方は、平成13年10月5日までに申請してください。

住宅建設	住宅補修	液状化建物復旧	石垣・擁壁補修
平成14年10月5日	平成13年10月5日	①住宅建設と併用の場合 平成14年10月5日 ②住宅補修と併用の場合 平成13年10月5日	平成13年10月5日

- ※住宅補修（液状化建物復旧との併用を含む。）及び石垣・擁壁補修の工期は、平成14年10月31日までとなります。
- ※住宅建設とは、り災の程度が全壊または半壊で、次の事業が対象になります。
- ①建物の延べ床面積の50%以上の解体を伴う建替
 - ②中古住宅等の購入

■問い合わせ 住宅復興相談窓口（☎23-5530/23-5533/23-5536）

●被災者生活再建支援制度について

平成12年鳥取県西部地震で、居住する住宅が全壊した世帯又は半壊で居住する住宅を解体した世帯に対して生活必需品の購入費等の経費を支給します。

世帯全員の収入と世帯主の年齢等に制限がありますので該当される方はお申込み下さい。

▼申込期限 平成13年11月5日

収入合計額※1	世帯主の年齢等
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません
500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯 または要援護世帯※2
700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が50歳以上の世帯 または要援護世帯※2

- ※1 収入合計額…世帯全員の必要経費を引く前の収入合計額で、平成11年度分所得で計算したもの
- ※2 要援護世帯…障害者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯等

■問い合わせ 総務課（☎23-5331）